## (書式1-4-5)

## 特別受益の持戻しを免除する遺言書

## 遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、二男○○○(昭和○○年○○月○○日生)に対して平成○○年○○月開業資金として金壱千万円を贈与してあるところ、遺言者の相続に関して、特別受益としての贈与の持戻しを免除する。

平成○○年○○月○○日

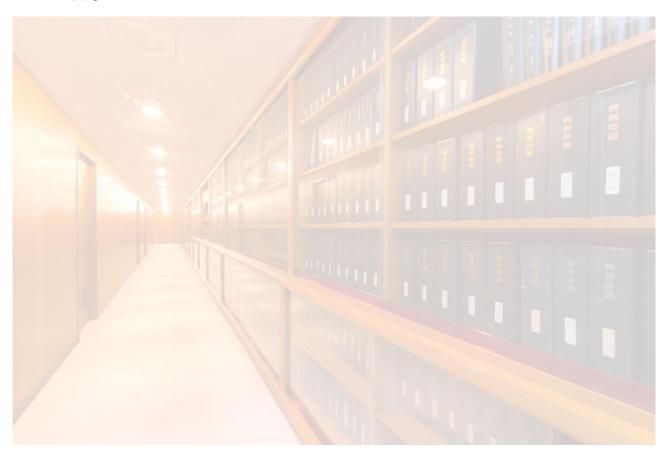
○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

遺言者
○○○○

□

## 解説

持ち戻しの免除は必ずしも遺言によらなくてもよいが、相続に密接に関係するので、遺言しておくのが相当な場合が多い。持戻しの免除がない場合は、贈与額を相続財産に加えて共同相続人の相続分が算定され、二男は相続の前渡しを受けたものとしてその相続分から贈与額を控除されることになる(民法第903条)。



\*遺言書の詳細は、<a href="https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/">https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/</a> をご覧下さい。 弁護士法人朝日中央綜合法律事務所